

令和5年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月16日(水)
午前9時30分～午前10時45分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員 18名
現在数 18名
出席総数 15名
欠席総数 3名

議番	氏名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人0名

令和5年度第5回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は15名、欠席委員は3名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第5回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号16番、金田豊和委員と、議席番号17番、岩本憲慈委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、792㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約2.5 kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、農業の継続が困難となった譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、白菜やキャベツ等の野菜等を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、畑1筆、合計面積は、966㎡、位置図は6ページから9ページ、公図は、10ページから13ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南へ約1.2 kmと南西へ、約1.8 kmに位置している農地で、■■■■番と■■■■番は、農業振興地域内の農用地で、残りの1筆は、農業振興地域内白地の農地となります。

申請理由は、当事者間で協議し、全ての持分を現耕作者である、譲受人に移動するものでございます。

申請地2筆は、譲受人の自宅から近く、1筆は、自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、引き続き、さつまいもやなす等の野菜を栽培する予定です。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番、説明の前に資料の訂正がございます。総会議案書、16ページの公図でございますが、申請地及び隣接地の登記面積が誤っておりました。正しくは、申請地は、250㎡、■■■■番は、400㎡でございます。本日、訂正いたしました、公図をお配りしておりますので、そちらにてご確認願います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、250㎡、位置図は14、15ページ、公図は、16ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約1.3 kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、耕作の意思がない譲渡人の要望に、隣接地の耕作者である、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、

キャベツやほうれん草等の野菜を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、92㎡、位置図は17、18ページ、公図は、19ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約1.7kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に、隣接者の耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、なすやきゅうり等の野菜を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑8筆で、合計面積は、73,137㎡、位置図は20ページから23ページ、公図は、24ページから29ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所ら北東へ約1kmから1,4km、南へ約400mから600mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、破産管財人である譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。譲受人は、乳牛を、85頭飼育している酪農家で、 番以外の7筆は、以前から、利用権設定により耕作しております。

申請地は、譲受人の自宅から、 から の距離に位置しており、譲受後は、ミレットやスーダングラス等の飼料作物を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、11,508㎡、位置図は30、31ページ、公図は、32ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約3kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、維持管理が困難な譲渡人の要望に、近くの山林にて千両を栽培している譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、軽トラックで通作し、譲受後は、千両やサカキを栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号16番、金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

16番の金田です。1番及び2番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。8月3日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査いたしました。

1番の案件の申請内容は、譲渡人が農業の継続が困難になったため、申請地に近い譲受人に譲渡を申し出たものです。

申請地は、譲受人の自宅と市道を挟んだ向かいに位置し、一部果樹が植えられています。大部分は保全管理されている畑でした。取得後は年間を通じて季節野菜を栽培し、「道の駅 野菜市」に出荷予定であり、関連機械、作業施設も完備しており、何ら問題ないと思います。

続きまして2番の案件は、譲渡人2名がそれぞれの持分6分の1を譲受人に贈与するものです。譲受人の自宅に隣接する現況畑2筆は自家用野菜が栽培されておりましたが、田1筆は休耕状態となっております。譲受人は自己所有地として、休耕田を含め年間を通じて野菜栽培を行う意向でありますので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告を

お願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。8月8日に委員2名、事務局2名で現地調査に参りました。事務局の説明のとおりです。

申請地は垢田の辻から日本海へ向かう道沿いであって、農地や住宅、商業施設が混在している所にあり、農地と農地に挟まれた耕作放棄地となっていました。譲渡人は会社員であり今後耕作する見込みがなく、申請地の両側が譲受人の農地であることから耕作しやすいため、譲受人が譲渡人の申し出に応えたものです。譲受人は両側にある農地に野菜を栽培し、適正に管理されており、間に在り荒廃している申請地の草刈り等を行い、畑にして葉物野菜を栽培することとなっております。売買によるものです。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。4番の案件について現地調査の結果を報告します。8月8日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請内容は、譲渡人は高齢で耕作が困難なことから、申請地に隣接する農地で耕作していた譲受人に売り渡すものです。譲受人は、営農に必要な農機具を保有しており、譲受後は野菜を栽培する計画であります。問題ないと思われま。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。5番の案件について報告いたします。過ぐる令和5年8月4日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

譲受人は、乳牛を現在85頭飼育する酪農家で、近々90頭に増やすそうです。将来的にはさらに規模拡大を図る予定とのことでした。この度、譲渡人の申し出に応じて農地を取得するものです。

申請地 8 筆のうち 7 筆は利用権設定により、譲受人が牧草地として耕作していた土地であり、取得後も同様の利用が見込まれることから何ら問題ないと思
います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6 番の案件につきまして、議席番号 1 1 番、河本隆一委員、報告
をお願いいたします。

河本隆一委員

1 1 番の河本です。去る 8 月 7 日、事務局 1 名と農業委員 2 名で現地の調査
に参りました。

現地は山に囲まれたかなり奥まった所に在る開けた農地です。過去には栗を
作っていたようですが、その面影はありませんでした。ただ松の木が少し生えて
おりました。

譲渡人の要望に応じて、その近くで千両の栽培をしている譲受人が開墾し、千
両や榊を植えて花木の販売をすることです。場所的に平地で、大変広範囲な
土地ですが、開墾するバックホーも持っているようです。居住地からの通作距離
が ████████ となっておりますが、実際に農業をするための倉庫、菊川町内の貴飯
地区に自己所有の倉庫があり、そこに農業用機械を保管している状況です。そう
いうことから、しっかり経営されると思います。何ら問題はないと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入りま
す。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言
をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決をします。

それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の
1 番から 6 番につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とする
ことと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書33ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、38、39ページ、公図は、40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。

本案件は、登記地目が、山林ではございますが、申請部分の現況地目が、畑となっており、農地法の制限に該当する土地となりますので、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、JR山陰本線小串駅から南西へ約910mに位置している都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた区域内に位置している、「第三種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、長屋住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地の隣接地にてアパート経営をしている譲受人が、住環境も良く、立地条件にも恵まれた母親の所有地である申請地に計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地2筆は、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

申請地に隣接した農地はございません。汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、新設水路から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第三種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書34ページをお開きください。2番、本案件は、先月の第4回総会、報告第6号にて、ご報告しておりますが、土地利用計画に変更が生じたことから、一旦、申請書が取下げられ、改めて、この度、申請がなされたものでございます。変更内容は、一部の宅地敷地の面積及び開発面積の変更で、詳細については、第2回総会にて、ご説明させていただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は42ページから44ページ、公図は45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約920mに位置する「第

2種農地」で、転用目的は、特定建築条件付売買予定地14区画を整備するもの
でございます。一体利用地、土砂の流出対策、汚水及び雨水の放流先については、
前回から変更はございません。

本案件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可
し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を
付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況
を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

34ページに戻りまして、3番、説明の前に議案書の訂正がございます。総会
議案書50ページの土地利用計画図に、 番、 番を、県道と記載
されていますが、正しくは、国道の誤りでございます。大変申し訳ございません
が、議案書の訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり
でございます。位置図は、47、48ページ、公図は、49ページ、土地利用
計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北西へ約720mに位置している、
過去に農業公共投資の対象となった農地で「第1種農地」となります。該当条文
は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由は、借家住まいの各譲受人が、出身地である、菊川地区に自己用住宅
の建築を計画したもので、申請地は、国道と市道に接しており、スーパーや病院、
学校にも近く住宅地としての立地条件がよいことから選定したもので、維持管
理が困難な譲渡人が、各譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所
有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はございません。

本件は、転用面積が、500㎡を超えておりますが、法面部分及び進入路部分
を除く有効実測面積は、494.12㎡になることから計画面積は、土地利用計
画及び建ぺい率からみて適当と判断しております。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ道路側
溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には、支
障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住
宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業
務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満
たしていると考えられます。

総会議案書35ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議

案書に記載のとおりでございます。位置図は、51、52ページ、公図は、53ページ、土地利用計画図は、54ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から、南東へ約460mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、58台分の駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、リハビリステーションの利用者増加により、既存駐車場のみでは対応しきれなくなったことから、病院の隣接地に位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難な貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の一体利用地1筆は、借受人の所有地で、残りの一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の擁壁で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

35ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、55、56ページ、公図は、57ページ、土地利用計画図は58ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約640mに位置している都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた区域内に位置している、「第三種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、資材置場、駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、自己所有地のみでは、計画に必要な面積が確保できなかったことから、この度の計画に至ったもので、県外に居住しており、耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地4筆は、譲受人の所有地で、添付書類にて、法人が所有している業務用車両の台数も確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切りを設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和5年3月頃に、農地法の許可なく造成がなされていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書36ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、59、60ページ、公図は、61ページ、土地利用計画図は62ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から西へ約280mに位置している「第三種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、申請地を、自己所有地と認識し、平成18年に住宅を建築しておりましたが、令和4年に実施した境界立会において、隣接地であることが判明し、双方の協議により、この度の申請に至ったものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地2筆は、譲受人の所有地で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に、雨水は、市道をとおり道路側溝又は、直接道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本案件は、追認案件で、平成18年頃から、自己所有地と認識し、住宅敷地の一部として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書37ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、63、64ページ、公図は、65ページ、土地利用計画図は66ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から、北西へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、ドッグランでございます。

申請理由につきましては、新規事業として需要の見込まれるドッグラン施設を、交通の便もよく、近隣に事業による影響を及ぼさない申請地に計画したもので、申請地は、長年休耕地となっていたことから、貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であ

ると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、全て、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、水利計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和5年5月頃に、ドッグラン用のフェンスが設置されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

9番の石田です。8月9日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地の登記地目は山林で、現況は畑となっております。国道より海側で、周辺は新興住宅地となっております。

住環境に恵まれた地域で、長屋住宅を求める要望が多くあるので、この度、一般勤労者用住宅1棟及び駐車場18台分の建設を計画したものです。譲渡人である母が、息子である譲受人の要望に応じたものです。贈与による所有権移転です。

道路工事施工承認申請書も添付されており、一体利用地である2筆は譲渡人の所有地であり、支障はありません。排水は、雨水は道路側溝に放流され、汚水は公共下水道で処理となっております。

第3種農地であり特に問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願ひ

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。8月8日、委員2名、事務局2名で現地確認に参りました。事務局の説明どおりです。

申請地は安岡の宅地開発が行われている所で、県営住宅に隣接する農地です。譲渡人6人は、維持管理が困難なことから、譲受人の要望に応じたもので、譲受人は申請地周辺が良好な住宅地であることからこの度の計画に至ったものです。

特定建築条件付売買予定地14区画となっています。この度の申請に必要な書類も添付されています。また、農地転用の妨げとなるものもないようです。

よろしくご審議の程、お願いします

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。8月7日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。

現地は菊川の道の駅から内日に向かう国道に面した農地で、周囲に建物が建っているような土地です。ここは、ほ場整備地区内の第1種農地ですが、非農地設定がされた土地で、農業振興地域内ではありますが、農用地区域から外れている土地です。周囲には建物が建っていますが、その建物についてもこのような非農地設定がされた土地です。この度申請された土地だけ、長い間更地で空いていましたが、この度宅地にして建物を建てるようになりました。事務局からありましたように法令上の基準も満たしておりますし、周辺の農地にも支障がないということで問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番、6番、7番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。4番、6番、7番の案件について、現地調査の結果を報告します。3件とも8月8日に、委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

まず4番の案件ですが、申請内容は、譲受人が施設の利用者の増加により、既

存の駐車場に隣接した申請地に新たな駐車場の新設を計画したところ、高齢で耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものです。

汚水はなく、表面雨水は、農業用排水路に放流するものです。隣接する農地がありますが、境界には既設の擁壁が設置され、さらに申請地は、隣接する農地より低く、支障ないと思います。

次に6番の案件ですが、申請内容は先ほどの事務局の説明どおりで、譲受人は、平成18年に自己用住宅を建築した当時から、申請地は自己所有の宅地と認識していたが、令和4年に実施した境界立会において、譲渡人の農地と判明したため、今回、農地転用の申請をしたものです。譲受人と譲渡人が協議した結果、贈与の同意が得られましたので、分筆し贈与するものです。

なお、譲受人から農業委員会会長あてに始末書が提出されており問題ないと思います。

次に7番の案件ですが、現地確認時、申請地は良く管理されフェンスが設置されていました。

申請内容は、借受人が新規事業としてドッグラン施設を計画したところ、長年休耕地としていた貸付人が借受人の要望に応じたものです。

申請地の利用計画は、ドッグラン・駐車場・利用者休憩所で、休憩所はテーブル・いす・パラソルを設置するものです。

汚水はなく、雨水は農業用排水路に放流するものです。また、周辺農地は申請地より高い位置にあり、支障ないと思います。

なお、借受人から農業委員会会長あてに始末書が提出されており問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。5番の案件について説明いたします。去る8月9日、委員2名、事務局職員2名で現地確認をいたしました。この案件は2月の総会で農地、非農地判定で、農地判定した案件です。当時は周囲に雑木が生えておりました。今回現地確認をしたところ、伐根されてきれいに整地されておりました。第3種農地でこの後は資材置場として活用されるようです。雨水等は東側の側溝に流れていくようになっております。住宅が北側にありますが、これは事務所として使われる予定のようです。支障はないと思われま。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第2号2番、3番、7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

総会議案書67ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、6,906㎡で、申請地の位置図は、68、69ページ、公図は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、東へ、約960mに位置する土地でございます。

令和5年8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございました。議案書にも記載しておりますが、申請地内に一部灌木等は確認できましたが、大部分は雑草等で、第5条（3）イ、「山林に隣接し、一部に灌木等が繁茂するなど今後林野化が想定されるもの」にも該当しないと判断しております。

本案件は、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と判断しました。

67ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、1,291㎡で、申請地の位置図は、71、72ページ、公図は73ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所小月支所から、西へ、約1kmに位置する土地でございます。

令和5年8月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございました。議案書にも記載しておりますが、申請地は、山林に囲まれた農地で、一部に灌木等を確認しております。

本案件は、現況認書交付事務取扱要領第5条(5)イ「周辺を山林で囲まれたもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。1番の案件について報告します。過ぐる8月4日に事務局職員1名、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と現地を調査いたしました。

申請地は20年程度、耕作や管理をしていないとのことでありました。現地調査時点で荒れており、一部に雑木や竹が生えておりましたが、土地の境界付近や申請地内の法面に生えているだけで、ほとんどはセイタカアワダチソウで、農地として管理することが可能な状況でしたので「農地」と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願います。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。2番の案件につきまして現地調査の結果を報告します。8月8日に農業委員2名、最適化推進委員1名と職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、10年以上前から耕作をしておらず、周囲は山林に囲まれ、所々雑木が伐採された跡が見受けられました。進入路も人が通る程度の状況でありました。今後この状態で推移すれば、山林化が想定されるため、「非農地」と判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 現況確認について」、1番については「農地」とし、2番については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書74ページをご覧ください。この案件は、申請者が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるために、適格者であることの証明を行うものでございます。

1番、申請者、被相続人及び土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田が4筆で、現況地目は、全て田となっており、合計面積は、3,752㎡でございます。位置図は、75、76ページ、公図は77ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約500mから600mに位置する市街化区域内にある農地でございます。現地調査の結果、農地はいずれも適正に維持管理されており、申請者は相続税納税猶予を受けるための要件である「相続税の申告期日までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者」を満たしていると思われま。

なお、被相続人との続柄が孫となっているのは、被相続人の子で、申請者の父親が、令和5年4月30日に死亡したため、孫である申請者が相続人になったためです。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。8月8日に委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。事務局の説明どおりです。

申請地は新下関の高速道路が近くを走っており、住宅に隣接した農地でした。水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。何ら問題はないと判断しました。

よろしくご審議の程、お願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、納税猶予適格者であることを証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されましたので、適格者証明を交付することといたします。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書78ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年9月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、79ページから82ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年9月1日公告予定分）」をご覧ください。79ページから81ページの案件は、利用権に係る決定です。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

総会議案書82ページの案件は、所有権移転に係る決定です。農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

説明の前に、総会資料の差し替えと追加がございます。豊北区域分の配分計画の資料を漏らしておりましたので、追加させていただくものでございます。

議案第6号について、総会議案書83ページの議案見出しを本日、席上配布した資料の1枚目のものに差し替え致します。また、豊北区域分を追加するため、総会議案書85ページの続きに本日席上 配布した資料の2枚目、3枚目「追加

資料の 1 ページ、2 ページになります」これを追加いたします。さらに、議案第 6 号関係資料を席上配布資料の 4 枚目に差し替えをお願いいたします。

たいへん申し訳ありませんでした。

それではご説明いたします。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。

1 番、内容につきましては、総会議案書 84 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、85 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2 番、内容につきましては、本日席上配布した追加資料の 1 ページ「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊北区域分）」と、追加資料 2 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。別紙「議案第 6 号関係資料」については、本日席上配布した資料の 4 枚目に地区別の利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

以上、審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第 7 「報告第 1 号」から、日程第 18 「報告第 12 号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご報告いたします。総会議案書 86 ページ、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、4 件ございました。

87 ページ、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について」は、3 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

88 ページ、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3 件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

100 から 102 ページ、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について」は、10 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

103 ページ、報告第 5 号「農地造成完了届について」は、2 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

104 ページ、報告第 6 号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

105 ページ、報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が 1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

106 ページ、報告第 8 号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出(県農業会議)について」ご説明します。報告第 8 号関係資料をご覧ください。

これは、7 月の総会でご意見をお願いしました山口県農業会議からの「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて」でございます。

山口県農業会議への提出が 9 月 1 日迄となっております、今回の総会に報告するために、7 月に、農業振興専門委員会でご審議いただいた案件でございます。

アンケートの回答があまり無く、また添付しております県農業会議より示されました「取りまとめ要領」の項目に合うご意見を勘案すると、非常に限られたものとなりました。ですが、これは、県・国へ提出される意見の元となる物でもあり、本市の農業が抱える問題は、長期的に対策が求められるものであることから、市への意見書の方で頂きましたご意見を取り入れて、県農業会議の取りまとめ要領に沿う内容としております。

この後、県農業会議に提出し、他の県内農業委員会等からの意見が集約され、

10月に県知事、国会議員、政党関係者に提出される流れとなっております。

107ページ、報告第9号「令和6年度 下関市農業施策に関する意見書の修正について」ご説明します。報告第9号関係資料をご覧ください。前回総会の報告第14号でご報告しました「令和6年度 下関市農業施策に関する意見書の提出について」につきまして、今回の豪雨災害を受けまして、その復旧につきましての要望を、新たに「(4) 豪雨災害に対する対応について」として、追加しようとするものです。

これは、被災農業施設等に対する復旧遅延は、農作物の育成や収穫に影響し、農作物被害の増大や不耕作地の発生に繋がる懸念がありますので、災害復旧についての迅速な対応を要望しようとするものです。

折角の機会である8月25日の市長への「下関市農業施策に関する意見書」提出に間に合わせようと、今回の急遽な追加修正となったものです。

108ページ、報告第10号「農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表についての一部修正について」ご説明します。令和5年5月16日開催令和5年度第2回総会議案第12号で承認を受けました「農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」につきまして、修正がありましたので、ご報告をいたします。「報告第10号関係資料」をご覧ください。修正の内容は、令和4年度における農地の集積面積関係で、下線が引いてある箇所です。

1ページ目左から4番目の「集積面積」が「2, 457」から「2, 436」に、5番目の「今年度末の集積率」が「33.8」から「33.5」に修正となります。ページをめくっていただき、3ページ目「③実績」の表中の「今年度の新規集積面積」が「102」から「81」に、「今年度末の集積面積(累計)」が「2, 457」から「2, 436」に、「今年度末の集積率」が「33.8」から「33.5」に、「目標に対する達成状況」が「84.4」から「83.7」に修正するものです。

修正が発生した理由ですが、市長部局の農業振興課で作成している「担い手の農地利用集積状況調査」と基本データとなる農地台帳の参照日時の差異により、齟齬が生じたためです。県に確認しましたところ、「担い手の農地利用集積状況調査」に合致すよう指導がありましたので、この度、修正のご報告を申し上げます。

109から111ページ、報告第11号「農地の転用事実に関する証明について」は10件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認終了後、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

112から113ページ、報告第12号「農地法第5条第1項による許可案件

の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第5回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時45分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....